

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方針

該当なし。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具並びに器具及び備品 — 定額法
- ・ リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(3) 引当金の計上基準

- ・ 賞与引当金—職員の賞与支給に備えるため、翌期支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- ・ 退職給付引当金—職員の退職金支給に備えるため、中小企業退職金共済による退職金の額と恵風苑退職金規程により算出した退職金の額との差額を計上している。

2. 法人で採用する退職給付制度

- ・ 平成18年3月31日までの入職者
独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。
- ・ 平成18年4月1日以降の入職者
独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度及び恵風苑退職金規程によっている。

3. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
当法人は、社会福祉事業のみの実施であるため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人は、拠点区分が1つであるため作成を省略している。
- (4) 拠点区分において作成する計算書類等とサービス区分の内容

ア 恵風苑拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

イ 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

「本部会計」

「特別養護老人ホーム恵風苑」

「恵風苑ショートステイ」

「恵風苑デイサービスセンター」

「恵風苑ケアプランサービス」

ウ 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	328,603,437	0	24,372,605	304,230,832
土地	80,399,765	0	0	80,399,765
合計	409,003,202	0	24,372,605	384,630,597

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

6. 担保に供している資産

該当なし。

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,236,768,336	932,537,504	304,230,832
構築物	6,886,800	6,516,988	369,812
機械及び装置	31,598,910	30,722,647	876,263
車両運搬具	34,172,824	30,963,794	3,209,030
器具及び備品	56,068,453	36,777,828	19,290,625
有形リース資産	5,452,272	3,764,664	1,687,608
合計	1,370,947,595	1,041,283,425	329,664,170

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	79,669,868	0	79,669,868
未収補助金	400,000	0	400,000
立替金	219,940	0	219,940
合計	80,289,808	0	80,289,808

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

10. 関連当事者と取引内容

該当なし。

11. 重要な偶発債務

該当なし。

12. 重要な後発事象

該当なし。

13. 合併及び事業の譲渡もしくは事業の譲受け

該当なし。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。